

町民参加の町史づくり

竹富町史たより



1998.9.30(水)
第14号



竹富町史編集室

沖縄県石垣市字大川10番地
TEL・FAX兼用 (09808) 2-9985

目次

竹富町制施行五十周年記念誌「ばいぬしまじま50」を発売……………	1
『折口信夫全集』五十一巻を収蔵……………	2
沖縄県地域史協議会の研修会……………	2
〈古文書原文〉	
安村家	
波照間村萬面引合ニ付渡海之時百姓江申渡候条々……………	3
〈古文書紹介〉	
波照間村萬面引合ニ付渡海之時百姓江申渡候条々……………	8
〈研修会報告〉	
八重山の遺跡とカムイヤキ……………	13
〈写真にみるわが町〉	
農耕水牛車の海渡り……………	15
〈文化財探訪〉	
ウティスクヤマ遺跡……………	16
〈聖地めぐり〉	
西神山御嶽……………	17
〈新聞で知る町の今昔〉	
私立白浜尋常小学校の創立……………	18
収蔵図書紹介……………	19
業務日誌……………	22
編集後記……………	25

●表紙の写真●

竹富町役場が地域の活性化を目指して、1967年(昭和42)5月3日、4日に西表東部の大原を中心に開催した産業共進会及び納税表彰式、役所移動相談所の光景を撮ったひとコマである。会場は大原公民館、大原小学校、西表糖業などが当てられ、大勢の観衆でにぎわった。心を合わせ、お互いに協力することを意味する「和衷協力」の大文字が印象的である。

竹富町制施行五十周年記念誌「ばいぬしまじま50」を発売

—写真、年表、統計資料の三本立てで編集—

竹富町の半世紀に及ぶ足跡を記録した町制施行五十周年記念誌「ばいぬしまじま50」を、六月三十日に発刊しました。

本町が町制施行五十周年記念事業の一

環として刊行したものです。記録写真、歴史年表、行政資料の三本柱からなる記念誌をみると、五十年間にわたる行政のあゆみ、住民の暮らしなどが手にとるように分かります。

記念誌は表紙に帆立てサバニを操るウミンチュの雄姿の写真を扱いました。巻頭には「町民憲章」「町振興目標」「町歌」などをカラー写真と抱き合せて盛り込み、「竹富町の概要」や

「ばいぬしまじま」と題する島じまの航空カラー写真を十三枚続けて載せました。

記念誌の中核をなす「写真にみる竹富町の半世紀」は、町制に昇格した一九四八年（昭和二三）以前を前史と位置づけて、それに続く年代は写真を各年ごとにレイアウトしました。写真は全部で四〇〇枚にのぼりました。また、年ごとの人口も写真と合わせて入れました。

竹富町の半世紀のあゆみは「竹富町の五十年の足跡」として歴史年表仕立てにし、前史を皮切りに一九四八年（同二三）から一九九八年（平成十）までに及ぶ事象を月日を入れて編集しました。行政資料は「竹富町総合計画第二次基本構想」「平成十年度施政方針」「各種行政委員会」などを扱いました。その他、名誉町民、斜里町、歴代村長・町長などの写真も取り扱いました。

記念誌はA4版、二四八ページ、二三〇〇部。記念式典が挙行された七月二日には案内者に配付し、後日、区長の協力を得て全世界帯に配りました。



発刊された竹富町制施行50周年記念誌「ばいぬしまじま50」

町の概要」や

『折口信夫全集』五十一巻を収蔵

— 崎山 直氏が寄贈 —



崎山 直氏から寄贈された折口信夫全集51巻

八月十八日、崎山 直氏（石垣市大川三〇四―）から町史編集室に寄贈されました。全集は、「古代研究」「芸能史」「口訳万葉集」「神道宗教」等を盛り込んだ本巻三十一巻と「日本文学史」「日本書紀」「古今和歌集」「源氏物語」「芸能・小歌」等を収めたノート編十九巻からなっています。

折口信夫は一八八七年（明治二〇）生まれで、一九五三年（昭和二八）に死亡していますが、「釈超空」のペンネームでも知られ、歌人、詩人としても活躍しました。彼は日本を代表する民俗学者・柳田国男の「日本民俗学」に触れることによって、「日本文学の民俗学的研究」ともいうべき方法論を確立したといわれています。

終戦直後に沖縄を旅していますが、この成果は「古代研究」に結実しています。内容は沖縄の宗教に関するものです。

沖縄県地域史協議会の研修会

— 読谷村で開催 —

沖縄県地域史協議会の一九九八年度総会及び第一回研修会が、五月二十九日に読谷村中央公民館で開かれました。総会では九十八年度活動計画案などが提案され全会一致で可決されました。

研修会は九つの市町村史から、最近、発刊した文献についての報告が行われました。八重山からは石垣市史と竹富町史が報告されました。石垣市史は「八重山史料集1―石垣家文書について」と題して行い、竹富町は「第十二巻資料編 戦争体験記録の紹介」をテーマに発表しました。

各市町村史とも発刊に向けては、それぞれ苦労がつきなかつたようです。本町の「戦争体験記録」については①発刊までの経過 ②特徴 ③今後の課題―を中心に話しました。本巻の特徴は「八重山戦」を広い視野から捉え、集落地図と世帯別戦災実態一覧表を入れたことです。

沖縄の古文学、民俗学に大きな痕跡を残した国文学者で民俗学者である折口信夫の著書『折口信夫全集』全五十一巻が

安物渡

波照間北萬面引合_二休渡海
之時百姓中_江申渡候条々

織洞後每夜中渡重流者一以支
二舟遠行去一舟一村洞沙周市日
地名織字不且沙周不若三三流海山
有玉松不石之玉松向後織洞方松
入言且沙周物織字上史九洞而種在
早、積宅上網一設以第一布、入、唐
上網方、織、少、秋、又、史、洞、方、不、且、沙、周

5

不、お、ま、の、と、出、來、の、操、毫、去、を、織、の
村、能、の、科、一、中、付、事
一、崇、以、本、操、花、織、沙、周、市、日、周、物、洞、字
白、痛、自、分、周、の、種、類、大、辰、一、統、力、在
通、自、分、所、定、法、指、地、小、三、三、重、外、一、後
坪、敷、麻、丈、の、お、重、柱、府、の、合、言、合、出、流、の、
出、來、言、の、沙、周、市、日、周、物、之、史、お、洞

6

自、分、周、市、日、不、定、お、重、柱、府、の、合、言、合、出、流、の、
自、流、地、三、方、合、不、定、言、買、入、の、史、一、出、流、以、
沙、一、本、の、流、上、札、付、人、沙、一、お、重、柱、府、人、合、言、
お、重、柱、府、の、人、お、重、柱、府、一、中、付、事
一、法、村、没、人、村、而、白、北、法、織、流、以、又、お、重、柱、
お、重、柱、府、の、法、度、没、人、お、重、柱、府、の、網、物、外、日
自、自、不、定、法、之、外、理、不、定、一、お、重、柱、府、

7

全、意、通、則、一、中、出、流、
一、崇、护、楹、屏、の、本、織、流、中、言、合、出、流、
坊、不、及、合、お、重、柱、府、の、中、流、言、合、出、流、
法、三、方、言、沙、周、市、日、一、お、重、柱、府、
流、上、お、重、柱、府、の、流、上、お、重、柱、府、
一、お、重、柱、府、の、流、上、お、重、柱、府、
一、科、一、中、付、事

8

名垣親之
 文政親之
 比嘉親之
 山雲親之
 森田親之
 翁長親之
 富村親之

14

有公事所由事公不
 此上右神之主
 一申付事
 右之系之通中
 此後由面中
 大演親之

13

波照間村萬面引合ニ付渡海之百姓中江申渡候条々

御制礼之儀 毎月朔日十五日 暖役人より奉る拜聞候通勤
而可相守事

農事者年貢衣食之出先 至而大切成事ニ而跡々被為入御念
農務帳を以 夫々仕付方 面々持地等 被定置 猶又 連
々仰渡之趣茂有之候付 毎度 暖役人共江 直面申渡夫々
差別為致事ニ而聊 油断は有之間敷候得共 其村之儀 去
年貢式拾三石余取入不足有之 畢竟 田島仕付方不行届所
より 右次第 甚以不可然候 就而は 不足之面々屹与御
趣法通取扱 且 役人筆者 村頭之者共其各目可申付候得
共 去年は 致長早稲植付方 格別遅成 漸種子用迄出来
且粟之儀 いな虫之逢災殃 刈高例より里相劣候付 旁吟味
之決有之 此節迄は 令有免候間 此旨厚得其意 屹与右
不足分は 当年早出来之粟より 古穀同前 上納可致候
左候而 向後 産業方折角引勵 各持前之諸上納物は勿論
村貯米を茂 随分取増 家内く有附 縦令 右様之災殃
差当候共 不及難儀様 精々可相働候。自然農業致油断
上納米不足之者も候ハバ 人躰は勿論 役人 筆者 世持
田ふさ 与頭人共 嚴重可申付事

御制礼については、毎月朔日、十五日に村役人から承って
いるとおりに謹んで守ること。

農事は年貢・衣食を作り出す元であるので、至って大切な
ことである。これまで入念に農務帳で手入れの仕方や、そ
れぞれの持ち地なども定められており、なおまた仰せ渡し
の次第もあって度々 暖役人共へ直接申し渡しして指導させ
ていることであるから、いささかも油断はないと思うが、
おまえたちの村は去年の年貢は二十三石も不足している。
極度の手入れの不行届でこのような結果になったのは甚だ
けしからん事である。については納税不足の者たちは御法の
ように取り扱っているが、かつ、役人、筆者、村頭もその
咎を申し付けるべきだが、去年は長い干ばつで、稲の植え
付けが格別遅れ、不作でやっとな種子用だけしか取れなかつ
た。それに、粟もいな虫の災厄を受け、刈り入れ高は例年
よりも少なかった。そこで吟味の結果、この季節までには有
し免じてやるから有り難く思い、去年の不足分はきつと今
年の早出来の粟から上納すべきである。そして、産業に勵
み、それぞれの負担すべき諸上納物はもちろん、村貯え米

一 諸御用布之儀 苧績方 綾作地合等入念織調候様 毎度申

渡置趣茂有之候処 其守達無之 去々年 其村調御用布之内 地合織方不宜 御用不相立 被差帰候茂 有之 至極不届之至候条 向後 織調方極々入念 且 御用物之儀茂 上夫ニ取調兩種共早々積登上納可致候 万一 右之心入薄 上納方遅成候欣 又は 夫々調方不宜 御用不相立のこと 出来候ハバ 構之筆者併織手 村筑床共其科可申付事

一 苧・あい・木棉花之儀 御用布 御用物調方ハ勿論 自分 用を茂難差決段は 一統為存通候間 跡々定法持等 被定 置候外ニ茂 坪数成丈ケ相重 植蒔手入旁入念作立 随分 出来高を以 御用布 御用布無支相調 自分用茂無不足相 達候様 精々可相働候 自然作立方令不念 買入を以 夫 々取償候間へ茂候ハバ 乾与 糺付 人躰は勿論 役人筆 者 世持 田ぶさ人共迄 重科可申付事

も随分取り増やし、各家庭の暮らしを安定させ、たとえ右のような災難に遭っても難儀をしないように精を出して懸命に働きなさい。これだけ言い聞かせてもなお、農業に油断して上納不足する者が出れば、本人はもちろん、役人・筆者・世持・田ぶさ、与人頭共まで厳科を申しつける。

一 諸御用布については、苧績方、綾作り、地合等に念を入れて織り調えるように申し渡ししてあるにもかかわらず、それが十分に守られておらず、一昨年、その村調えの御用布の中には、地合や織り方が悪くて御用布に役立たず、差し返されたものもあり、至極不届きの至りである。今後は、ごくく念を入れて、御用布も丈夫に取り調べ、両方とも早々と積登せて上納しなさい。万一、右の心がけが悪く、上納が遅れたり、またはそれぞれ数量が不足して御用が立たないようなことでもあれば、筆者並びに織り手・村筑とも にその科を申し付けること。

一 苧・藍・木棉花についても、御用布、御用物の調方については、言うまでもなく、自家用としても欠くことのできな い物であることは、すでに皆が知っているとおりである。それで従来定められた植え付け面積外に坪数をできるだけ増して多く作り、手入れも十分に施して生産高を増やし、御用布・御用物に差し支えないように調べ、自家用も不足なく用足しにできるように懸命に働きなさい。万一植え付けを怠り、他からの買入によって納付したとの聞こえでも あれば、きつと糺しつけ、本人はもちろん、役人筆者・世

一 諸村役人 村所ニ而非法之儀取行 又は百姓相したけ 且諸座役人共 万取納物 升目斤目不憲法 其外 理不尽之事共有之候ハバ 無遠慮 則々可申出候

一 柴柁椿 やらぶ木之儀 嶋中重宝相成品ニ而 場所見合相仕立候様 連々申渡置候処 是迄仕立方無之躰 相聞へ 甚以不可然候間 屹与相仕立 熟実茂もり取夫々之用弁無支可相達候 乍申達仕立方無之候ハバ其科可申付事

一 寄物之儀 跡々取締被仰渡置候通 軽物逆も見当早候ハバ不穩置 早速役人方江可申出候 自然穩置 別より於令露顯は重科可申付事

一 逃走人之儀 片時茂不穩置様 稠敷取締被仰渡置候処 其守達無之 間ニは穩置召遣候者茂有之哉ニ相聞得 甚以不可然候条 右躰之者茂候ハバ不穩申出 向後 御趣法通 敵重可相守候 此上ながら違背之族 於有之は 不及申ニ世持 田ぶさ人共 重科可申付事

一 時よた之儀 跡々より堅御禁止被仰渡置候処 其守達無之今以 時よたいたし候者 罷在候段 聞得之趣有之 甚以

持・田ぶさ人共に至るまで重科を申し付ける。

一 諸村の役人が、村々で非法なことをしたり、百姓をたたいたり、あるいは諸座の役人がいろいろな取納品の升目や斤目を増やして取るなど、理不尽なことをした場合、遠慮なくすぐに（在番や頭）に申し出なさい。

一 柴柁椿・やらぶ木は島では重宝な品である。場所柄を見て仕立てるようにたびたび申し渡してあるが、これまで仕立てられていないと聞いている。甚だもってよくない。きつと仕立てて、熟した実は折り取ってそれぞれに用向きに使うようにしなさい。申し渡されても仕立てなければ、その科を申し付ける。

一 寄物材木など海岸に流れ着いた物については、これまで取り締まりを申し渡してあるとおり、見当った物はたとえ軽少な物でも隠さずに、役人に申し出なさい。もしもそれを隠し持っている、別から露顯した場合は重科を申し付ける
一 逃走人については、片時も隠してはならぬと厳しく取締まりを申し渡してあるが、十分に守られてはおらず、時には隠し置いて召し使つて者もあるやに聞いている。甚だをもつて不都合である。逃走人があれば、隠しだてをせず御法どおりに必ず申し出なさい。これほど命じられてもなお違背する族（やから）は本人はもちろん世持・田ぶさ人共にも重科を申し付ける。

一 「ユタ」については前々から固く禁止を申し渡してあるが今もつて「ユタ」をしているとか聞いている。甚だよくな

不可然事候条 猶以一稜敵重取締可致候 乍此上 若 違
背之者於罷在は 暖役人村頭之者共迄 可及重科事

一 諸役人 おゑか田之儀 各役務ニ付而之御付高上納田地
前之筋ニ而 作立方 能々不入念候而不叶 自然心得違手
入旁令不念 かや高刈不足等出来候ハバ 面々家内見賦り
及相違 迷惑筋は勿論 第一御奉公向之支 罷成事候条
科之趣厚得心 何篇自分田地同様 随分入念可作立候 乍
此上 致大形刈 不足杯出来候ハバ 不足高二応じ 供夫
人は不及申 世持 田ぶさ人共 重科可申付事

一 諸役人以下 筆者供夫之儀 是又 各役分ニ応じ 被召付
置候付而ハ 右請米上納同前 年々無不足相納不申ば 勤
向茂差支候処 其弁茂無之 請米致不納候者茂有之哉ニ相
聞得 甚以不可然候条 向後 銘々仕口請之通 無不足可
相納候 乍此上 右躰之者茂候ハバ 前条同断重科可申付
事

右ヶ条之通 申渡候間 堅固可相守候此段 直面ニ申渡候
以上
辰

三月

大浜親雲上[㊦]

石垣親雲上[㊦]

宮良親雲上[㊦]

比嘉筑登之親雲上[㊦]

いから一層敵重に取締まる。もし違背する者があれば、村
役人から村頭の者まで重科を申し付ける。

一 諸役人のおゑか田（役人の俸禄田）は各役務に対する報酬
である。上納田と同様に念を入れて作らなければならぬ。
心得違いをして手入れを怠ったために、面積相当の収穫が
なければ、その役人の家計に予算狂いが生じ御奉公向きに
まで影響する。そのわけをよく心得て、自分の田地同様に
念を入れて耕作しなさい。もし油断して刈り不足が生ずる
時は、供夫人（役人付きの作業人夫）共は申すに及ばず、
世持・田ぶさ人共にも重科を申し付ける。

一 諸役人や筆者の供夫は、それぞれの役柄に応じた人数を召
し付けてある。それでその請米（面積に応じて引き受けた
納額の米）は上納と同様、年々不足なく納めなければ、本
人の勤務にも差し支える。それをわきまえず、請け米を不
納する者もあるかと聞いている。今後はそれぞれ引き受け
たとおり不足なく納めなさい。これだけ注意しても、なお
これを守らない者があれば、前条同様に重科を申し付ける。
右の箇条のとおり申し渡すので固く守るように直接申し
渡す。

辰

三月

大浜親雲上[㊦]

石垣親雲上[㊦]

宮良親雲上[㊦]

比嘉筑登之親雲上[㊦]

山田筑登之親雲上印

森田筑登之親雲上印

翁長親雲上印

富村親雲上印

山田筑登之親雲上印

森田筑登之親雲上印

翁長親雲上印

富村親雲上印

【解説】

琉球王府が一八五八年（咸豊八）に八重山統治のために布達した『翁長親方八重山嶋規模帳』四一八条の中から、十一条を抜き出し、さらに八重山の頭職を含む八名の親雲上、筑登之親雲上が連署で波照間島の百姓を集めて申し渡した訓条である。

申し渡された年は、末尾の「辰」から推測して一八六八年（同治七）、一八八〇年（光緒六）、一八九二年（光緒一八）のいずれかのようである。

訓条が申し渡された時期は人頭税が施行され、村落は疲弊して、百姓は苛酷な税取り立てに齟齬していた時代である。各条項から租税の徴収がどれだけ厳しかったのかを窺い知ることがができる。

人頭税の時代は、百姓はあくまでも租税を納める対象者でしかなかった。そのためには王府の言い付けを忠実に守り、税金を滞納することなく、期限どおりに納めることが理想的な百姓像として求められていた。

しかし、訓条を反面解釈し逆視点から見ると、王府の申し渡しどおりに人頭税の徴収は円滑に運ばなかったようである。条項をみると、米、粟の栽培、御用布の織り方、苧麻、藍、木綿

の植え付けをしっかりとやり、上納を遅滞なく行うことなどが二条から四条にかけて記されている。農事については、米、粟の栽培は、「最初に年貢ありき」で人頭税の納付が最優先され衣食は税を納めた後に満たすべきであると、王府は考えていたようである。

八重山においては、横暴な役人の不正が後を絶たなかったようである。これについては五条から垣間みることができる。また、当時は柘、やらぶ（テリハボク）の実は油、蠟などを作るのに貴重だったようである。第六条にはこのことが記されている。

周囲を海に囲まれた八重山では、海岸に多種多様な物が漂着するが、七条では「寄物」として扱われ、材木などを拾った時には隠すことなく、役人に申し出る義務があるとされている。

厳しい税から逃れるため、村から逃げる人もいたようである。「ユタ」は人の道を迷わし、政治を混乱させるとして禁止されていたが、相変わらず百姓の間に浸透していたようである。役人が所有する「上納田」の手入れも百姓の役目だった。「請米」の上納も不足なく行うことが求められていた。各条項とも申し渡しに違反したときには重罰に処するとしている。

（通事孝作）

八重山の遺跡とカムイヤキ

八重山の古窯に関心をもち、焼物に興味を抱く中で、須恵器、類須恵器、カムイヤキは気になる存在だった。それは類須恵器が八重山の十二世紀から十四世紀にかけての遺跡から出土したからである。

カムイヤキとは一体、どのような焼物であるのか。昨年九月三十日から十月三日にかけてカムイヤキの里である、徳之島で開かれた沖縄県地域史協議会の一九九七年度第二回宿泊研修会の史跡巡見で直にカムイヤキに触れることができた。

焼物を土器、炆器（せつき）、陶器、磁器に分類するならば、須恵器、類須恵器、カムイヤキは器に属し、千二百度ほどの窯で焼き締められる。炆器は硬質の焼物である。

須恵器は「古墳時代から平安時代にかけてつくられた硬質・青灰色・無釉の焼物」といわれる。日本全国での広がり

みると、分布が濃いのは薩南諸島まででトカラ諸島にいくと、急激にその数が減少し奄美諸島から以南では極めてまれだという。

しかし、沖縄や奄美ではグスク跡と思われる地点や、集落跡から従来の須恵器と似ているが、少々異なる焼物が陶磁器や石鍋と一緒に発見された。それが類須恵器だといわれる。詳細は定かではないが、類須恵器は徳之島から出土したカムイヤキと同一系統の焼物だと考古学研究者はみる。

類須恵器は十二世紀前後に焼き始められたといわれるが、その生産工場である窯場が一九八一年に発見された。見つけたのは亀焼池の整備事業の最中に当時、伊仙町文化財保護審議委員長を務めていた義憲和氏らだった。

徳之島の窯場を発見するまでは、沖縄本島、宮古、八重山まで沖縄諸島のグスク跡から満遍なく出土し、琉球弧を席卷していた類須恵器の生産地は謎とされていた。義氏は窯場の存在を予見していた、それが予見どおりに的中した時には

万歳して喜び合ったという。

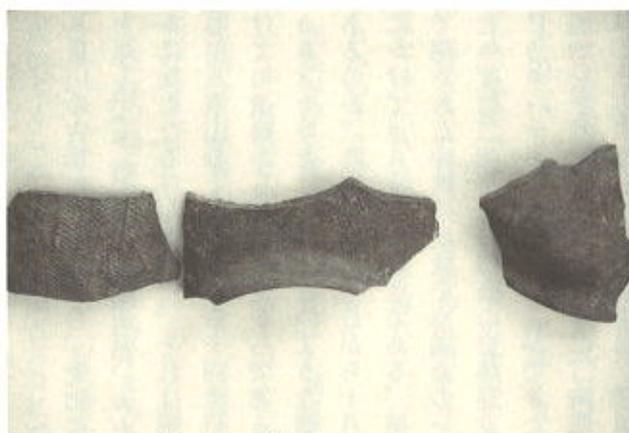
窯場跡は丘陵地のほか、なだらかなサトウキビ畑が続いている場所にある。土器を作る集団がいたというミンツキ集落跡も窯場の近くにあり、キビ畑が広がる帯はカムイヤキの素材となった酸性土壌が豊富にあるといわれる。

窯場跡は七支群まで見つかっていて、鹿児島県埋蔵文化財センターによる発掘調査が実施された。窯場はどれも丘陵地の傾斜を上手に取り込んで構築してあり地の利をうまく活用してあった。

焼物を作るには、素材となる土は絶対に必要だが、焼物を焼きあげる燃料の薪や成型の時に使う水も必需物となる。窯場跡の周辺をみると、土、薪、水が容易に確保できることが推測できた。

窯場に立つと、古い時代に窯場が随所に築かれ、生産人が懸命に働いていたであろう、光景が脳裏に浮かんできた。十二、三世紀当時の伊仙の古集落においてはカムイヤキは村の経済を支える一大産物であり、焼物文化を育んでいたと推量する。

八重山においてカムイヤキ系統に属すると思われる類須恵器は、十一世紀から十四世紀にかけての遺跡から数多く出土している。この類須恵器が検出された遺跡は、石垣島のピロースク遺跡、竹富島の新里村東遺跡、カイジ浜貝塚、波照間



徳之島から採集されたカムイヤキ

島の大泊浜貝塚、与那国島の慶田崎遺跡などである。遺跡発掘調査書には類須恵器ではなく、須恵器と明示しているものもあるが、それは類須恵器と同一の焼物

と解釈してよいだろう。

ピロースク遺跡は十三世紀から十五世紀にかけての小規模の史跡であるが、遺構や遺物が大量に検出された。遺跡からは類須恵器は、頸部から肩部にかけての波状沈線文のある、壺形の小破片が大半を占め四十八個ほど出土した。

カイジ浜貝塚からは淡灰色を帯びた底部の破片が一個出土した。大泊浜貝塚からは頸部から肩部へ移行する部分の破片一個、肩部から胴部へと移行する破片一個の合計二個出土している。

考古学研究者によると、大泊浜貝塚から出土した破片が十二世紀前後のもので八重山では最も古い類須恵器のようだ。大泊浜貝塚が注目されるのは、無土器遺跡である同貝塚から長崎県西彼杵半島でしか生産されない滑石製石鍋が検出されたこと。これは一体、何を物語るのだろうか。浦添市教育委員会の安里進氏は類須恵器の伝播に東アジア交易の活発化と商人集団の存在をみている。

安里氏は「徳之島に登場した類須恵器は、長崎から石鍋とセットであったという

間に沖縄中に広がる。生産するには事前の市場リサーチが必要。先に石鍋を持って来た連中が、琉球という市場でカムイヤキも売りまくった。カムイヤキの流通はアジア交易圏と連動し、沖縄社会を変えていく、いわばグスク誕生から海外交易に組み込まれていく必然的な方向にあった」と県紙で語っている。

カムイヤキは宮古、八重山の南方圏と沖縄本島以北の北部圏を初めて一つに結んだ。カムイヤキが流通していた時代は東アジアでは壮大な貿易が展開されていた。

日本の有人島で最南端にある波照間島から、カムイヤキ系統に属する類須恵器が出土したことは、大規模な交易が波照間島の周辺海域でも営まれていたことを裏づける。

今後の発掘調査によっては竹富町内では波照間島のほかに、他島でも類須恵器が出土する可能性を秘めている。仮に検出されると島じまの歴史に新たな一石を投じることになる。

(通事孝作)



干潮時に海を渡る水牛車

《写真にみるわが町》

農耕水牛車の海渡り

西表島の東部に浮かび、遠浅であるため徒歩で渡れる由布島。瓢箪の形をしている海抜一坪にも満たない周囲二・五^〇の小島である。観光客が西表島から水牛車に揺られて渡島する光景は、西表島観光の名物として広く全国に知れわたっている。島には現在熱帯植物園が設けられているが、かつては集落が形成され、小学校もあった。しかし、今では往時の面影はまったく残っていない。

島は戦前に、竹富島、黒島などから西表島で稲作をする人々が仮小屋を造り、住み始めたことに集落の端緒を見いだすことができる。戦中には疎開地となったが、マラリア罹患に脅えることもなかった。仮小屋を建てていた人たちはマラリアの恐怖もないことから徐々に定着し、昭和二十三年頃から集落の形が見え始め昭和三十一年頃にはできあがった。西表島からの伏流水のある島だが、砂地が広がるため農耕には適せず、住民は対岸の西表島に通耕し農業を営んでいた。

写真は干潮時に農耕作業に向うシーンである。荷車を引く水牛に乗り、喜びいっばいの子供の表情は微笑ましい。両肩で竹カゴを背負い父親と並ぶ子供……。家畜の餌だろうか、雑草を荷車いっばいに積み込み、手綱を操る父親……。農耕の一端を垣間みることができるとともに、家庭的な雰囲気かじみ出ている。集落は昭和四十六年に四十八人が美原に引っ越したことで廃村になった。

ウティスクヤマ遺跡



野づら石積みのある遺跡内

小浜島の北方、コーキ原の山林中に残る遺跡である。北西約五〇〇ほど離れた場所にはユンドウリースク遺跡がある

山林は西側から見ると、お椀を伏せたような形をしており、標高約三三三ほどで山頂部には平坦面がほとんどない。

遺跡は古生代の自然の巨石がゴロゴロしている。石垣は古い時代には野面石積みだったようだが、今では往時の姿は残っていない。県の遺跡分布調査によると石塁が施されていたといわれる。

遺跡の東側と南側は崖状を呈し、南西側には小川が流れている。遺跡の北側には、「乾隆四十二丁酉正月十八日棺唐人骨漂来葬所」と、自然石に刻まれた中国人墓碑がある。墓碑は岩陰にひっそりと建つ。墓碑の後方には断崖が迫り、亜熱帯常緑樹が繁茂している。

遺跡内からはバナリ焼き系統土器、シャコ貝などが採集されている。また、中国製の陶磁器も少量ながら出土している検出された遺物から判断して、遺跡は八重山編年第三期に相当するようである。

沖縄県文化財調査報告書第二十九集『竹富町・与那国町の遺跡―詳細分布調査報告書―』によると、第三期は「いわゆる八重山式土器が盛行し、外来陶磁器、須

恵器、宋銭、鉄器など多角的にわたって安定した社会であり、海外貿易の隆盛を極め、外来文化を大量かつ継続的に摂取する画期的な時期である」とする。

第三期に続く第四期は、八重山式土器がバナリ焼きへと移行していく時期で、遺跡によっては第三期に相当するのか、それとも第四期に該当するのか、判断がつけにくいものもある。

最近の研究では、第四期の後に第五期を設定して「バナリ期」とする見解もある。この見解によると、第三期は十二世紀後半から十三世紀の石垣島のピロースク式土器、竹富島の新里村式土器を当て込んで「新里村期」、第四期は十四世紀から十七、八世紀の鳩間島の中森式土器を中心とした「中森期」、第五期は十七八世紀から十九世紀の新城島で焼かれたバナリ焼きを核として「バナリ期」と時代区分の編年を考える。

この遺跡は、これまで遺物の表面採集による調査だけで、発掘調査が実施されたことはない。今後、発掘調査が行われると、新たな発見があるかも知れない。

西神山御嶽



航海安全の靈的守護として祀られている御嶽

北神山御嶽とも書かれたりする。これは八重山方言で「北」を「ニシイ」と呼ぶことが主な要因ようである。八重山研究の

父・喜舎場永珣は「北神山御嶽が正しく、西神山御嶽としたのは、古い時代に御嶽由来を調査した琉球王府時代の役人の誤りと指摘する。『琉球国由来記・巻二十一』及び御嶽の拝殿の篇額には「西神山御嶽」と記す。

御嶽の由来を繙くと、航海と密接なつながりを持ち、創建は琉球王府時代の十八世紀のようだ。「黒島の船道屋に往昔兄弟が三人いた。兄をカマラ加那と言い弟をカラジボウと言い、妹をカキラチマーチと言った。兄弟共に船乗りが得意で船の操縦術が他の人以上に勝っていたので、選ばれて公用船の船員となり、航海ごとに功名を立てて、村人から尊敬を払われていた。其の子孫に祖先の血を受けて生れた船道樽という航海王がいた。彼は航海術に勝れた靈腕の持ち主であった」といわれる。

さらに「彼は八重山の最高の公用船たる『親鸞』の常船員に選任され、八重山と首里間を三十七回も航海して無事帰郷したという希代の天才を發揮した怪腕の持ち主であった。彼は天才だけでなく、剛

力も人に勝れ、数人の持つ荷物を一人で担ぐという男であった。彼の妹も神靈高き者で、黒島の東海岸の山中で航海ごとに一路、兄の平安無事帰省を祈願し続けたのである。果たせるかな、靈験あらたかたので、何時も無事に帰郷するので、妹をはじめ、村中の人々が其の靈妙不可思議な航海に驚くと共に、妹の信仰所たる山は神のおわす靈場であると畏敬しない者は一人もなかった。直ちに村で拝殿を創建して村中の旅御嶽として厚く崇敬し南神山に対して北神山と尊称した」という。（『八重山民俗誌』喜舎場永珣著）

御嶽の由来から推察すると、妹の祈願が神通力を發揮し、航海の安全無事という、靈的守護を果たしているようにみえる。兄弟を守る靈「おなり神」とも関係がありそうである。御嶽の特徴は、船旅の航海安全と関連する。竜宮神に加え「豊稜・安寧・幸福」を意味する「世（ゆう）の神」を祀ってあること。『琉球国由来記・巻二十一』によると、神名は「真盛大嶽」、御イベ名は「五知イラビ」。トゥニムトゥは船道家である。

◆新聞で知る町の今昔◆

—私立白浜尋常小学校の創立—

西表島西部の白浜は、祖納から南へ約四、山すその狭い平地に開ける。陸路の終始点で、西表炭坑の隆盛とともにできた集落である。そのため昔からの集落地や、戦後の開拓地とは誕生を異にする。一九一六年（大正五）、炭鉱業者の事務所が同地に置かれるようになり次第に集落を形成していった。炭鉱の最盛期には石炭の輸出港であり、那覇—基隆（台湾）航路の寄港地にもなった。

集落が活気を帯びる中で、これまで山越えをして祖納にある西表尋常小学校に通学していた子供たちの難儀さを解消する意味などから、独立校を設置しよう、という話が炭鉱関係業者の間から持ち上がった。『先嶋朝日新聞』の一九三七年（昭和一二）二月二十一日付け紙面に「西表白濱に私立小学校—教員二名採用—」という見出しが踊る。

新聞記事は「西表白濱 新坑等の小学校児童は従来祖納の西表小学校に一里余の山道であり然かも険阻なる悪道路を通学してゐるが南海炭坑株式会社星岡亀彦氏はこれ等いたくない児童の永年に亘る労苦を見兼ね白濱に二学級の私立小学校を創立し児童の教育に当たることになり愈々今年四月より開校する運びとなつたので教員の採用を急いでゐる。希望としては有資格者であり可成く夫婦二人の教員を希望して居り就職希望者は星岡氏に履歴書を送付ありたし」とある。

新聞記事を読むと、星岡亀彦氏が学校創立に深くかかわっていたことが分かる。教員募集の記事の後、『海南時報』の一九三七年（昭和一二）四月五日付け紙面には「南海炭坑白濱校誕生—二学級を編成—」の見出しで「南海炭坑西表鉱産所は従業員の子弟を教育すべく私立白濱尋常小学校を設立し之が認可を県に申請し今学期より開校された。同所の学齢児童は百二十名で学級は二学級 二部複式教授□で初代校長は真栄城朝亮氏が就任女教師は与儀幸子さんである」と綴る。



「先嶋朝日新聞」の昭和12年2月21日付け紙面



「南海時報」の昭和12年4月5日付け紙面

収蔵図書紹介

受贈図書紹介

多数の個人、関係機関等から寄贈を受けております。あわせてお礼申し上げます。

寄贈者御芳名	受贈図書名	寄贈者	収蔵先
勸おきなわ女性財団	戦後50年おきなわ女性のあゆみ	阿佐伊孫良	わが回想録(山城善三)
全国竹富島文化協会	戦後八重山教育の歩み	具志川市史編さん室	アルゼンチン・ウルグアイ移民資料 前堂盛松日記(下)
竹富町教育委員会	沖縄県竹富島の種子取祭台本集『芸能の原風景』	浦添市立図書館	浦添市立図書館紀要 No.9
沖縄県教育委員会	戦後八重山教育の歩み	沖縄県公文書館	琉球政府行政機構変遷図
具志川市史編さん室	西表慶来慶田城遺跡 重要遺跡確認調査	石垣市史編集委員会	石垣市史 八重山史料集1 石垣家文書
具志川市史編さん室	具志川市史だより 第10・11合併号	沖縄県公文書館	琉球水道公社文書目録
具志川市史編さん室	具志川市史だより 第12号	沖縄県公文書館	米国民政府ニュース・リリース及び関連資料
具志川市史編さん室	アルゼンチン・ウルグアイ移民資料 前堂盛松日記(上)	沖縄県公文書館	GHQ/SCAP文書目録—沖縄関係資料—
具志川市史編さん委員会	具志川市史第3巻 民話編(上) 伝説	沖縄県公文書館	GHQ/SCAP文書目録—沖縄関係資料—
立命館大学説話文学研究会	沖縄・糸満市の昔話	沖縄県公文書館	GHQ/SCAP文書目録—沖縄関係資料—

沖縄国際大学南島文化研究所

沖縄国際大学南島文化研究所紀要
南島文化第19号

沖縄国際大学南島文化研究所

宮古・平良市調査報告書(2)
—地域研究シリーズ No.24—

沖繩学研究所	沖繩学 沖繩学研究所紀要 第2号	北谷町史編集事務局	あなたへのおくりもの
読谷村史編集委員会	読谷村史 第4巻資料編3 読谷の民俗 — 補遺及び索引 —	並里区誌編集委員会	並里区誌 — 戦前編 —
石垣憲一	白保の巡査加那	沖縄県文化振興会公文書館 管理部史料編集室	沖縄県史資料編6
嘉手納町史編纂室	嘉手納町史 資料編4 新聞資料	沖縄県文化振興会公文書館 管理部史料編集室	沖縄県史研究紀要 第4号
高知竹富会	高知竹富会会報 高知竹富	古見小学校百周年記念誌「夢の花」	史料編集室紀要 第23号
古見小学校百周年記念事業期成会		沖繩国際大学南島文化研究所	沖繩県史料 前近代II 芸能2
沖繩国際大学南島文化研究所	創立20周年記念 南島文化研究所所報(合体)	ひめゆり平和祈念資料館	感想文集 ひめゆり
宜野湾市教育委員会	ぎのわん市の戦跡	浦崎直次	館報 第9号
浦崎直次	奥の歩み	沖繩県企画部平和文化振興課	資料館だより第21号
沖繩県企画部平和文化振興課	KOZA BUNKA BOX — 創刊号 —	今帰仁村歴史文化センター	銃剣とブルドーザー
今帰仁村歴史文化センター	なきじん研究 8		

那覇市立教育研究所 (教育史編さん室)	那覇市立教育研究所	戦後の教育 0からの出発(一)
那覇市議会議員	那覇市議会史 第3巻下 資料編2	
那覇市議会議員	那覇市議会史 第3巻下 資料編2	
沖縄県立博物館	波照間島総合調査報告書	
沖縄県立博物館	沖縄県立博物館紀要第24号	
沖縄県文化振興会公文書館 管理部史料編集室	沖縄県史 資料編4	
沖縄県文化振興会公文書館 管理部史料編集室	歴代宝案研究	
与那原町学童疎開史編集委員会	与那原の学童集団疎開	
沖縄県文化振興会公文書館 管理部史料編集室	港川人と旧石器時代の沖縄	
東海大学海洋研究所	東海大学海洋研究所年報 第19号	
東海大学海洋研究所	東海大学海洋研究所研究報告	

平良市総合博物館	平良市総合博物館紀要 第4号
平良市総合博物館	平良市総合博物館紀要 第5号
平良市総合博物館	平良市総合博物館紀要 第7号
平良市総合博物館	平良市総合博物館紀要 第8号
小濱光次郎	音高符号付鳩間島古典民謡古謡集工工四
平良市教育委員会	平良市史 第9巻(御嶽編)
沖縄気象台	沖縄地方の地震活動(一九八八年〜一九九四年)
沖縄気象台	別冊・西表島付近の群発地震資料

業務日誌

◆一九九八年（平成10年）

三月三日

- ・町史編集室定例会議、三月の業務予定を検討。
- ・第十二巻資料編「戦争体験記録」の一般販売に向けて、沖繩本島、八重山の八業者と委託販売契約を締結。

三月四日

- ・竹富町制施行五十周年記念誌発刊に向けて編集要項を作成。

三月七日

- ・竹富町制施行五十周年記念誌第一回編集委員会開催。

三月九日

- ・町史だより第十三号初校。

三月一二日

- ・竹富町制施行五十周年記念誌に掲載する写真の年代別選定及び歴史年表作成作業に着手。

- ・沖繩県地域史協議会主催、一九九七年度第三回研修会参加、那覇市出張二泊三日（職員一人）。

四月一日

- ・別巻3写真集「ばいぬしまじま」、第十一巻資料編「新聞集成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の一般販売に向けて沖繩本島、八重山の八業者と委託販売契約を締結。

- ・平成十年度パーソナルコンピュータ賃貸借契約を㈱オキジム

八重山支店と締結。（機種、PC九八〇一BX/U2 文豪MINI5sh）

- ・平成十年度複写機レンタル契約を㈱オキジム八重山支店と締結。

四月七日

- ・町史編集室定例会議、三月の業務予定を検討。
- ・竹富町制施行五十周年記念誌編集に向けて、建設課から借用のスライドネガフィルムをプリントし返却。

- ・竹富町制施行五十周年記念誌発刊に向けて統計資料を各課から収集。（二十四日まで）

四月九日

- ・竹富町制施行五十周年記念誌編集に際して、水道課から水道行政に関する写真のネガフィルムを借用しプリント。

四月一六日

- ・平成十年度区長会議、町史編集室の平成十年度事業計画を区長に対して説明。

四月二五日

- ・第十一巻資料編「新聞集成Ⅲ」、印刷製本業者・光文堂印刷㈱から船便で納本。

四月二八日

- ・町史だより第十三号、二校。

五月一日

- ・竹富町制施行五十周年記念誌印刷請負契約、㈱城野印刷所と締結

五月六日

・町史編集室定例会議、五月の業務予定を検討。

・竹富町制施行五十周年記念誌、歴史年表の昭和二十三年～同五十一年までの生原稿、(株)城野印刷所沖繩営業所へ送付。

五月九日

・竹富町制施行五十周年記念誌第二回編集委員会。

五月十一日

・八重山郷土新聞上製本十四冊(八重山毎日新聞八冊、八重山日報六冊)(南沖繩マイクロセンターから航空便で納本)。

・町史だより第十三号、八島印刷から納本。

五月十二日

・町史だより第十三号、町内全世帯及び関係機関へ送付開始。

五月十八日

・町史編集室臨時会議、町制施行五十周年記念誌編集についての検討。

五月二十一日

・竹富町制施行五十周年記念誌、歴史年表の昭和五十二年～平成六年までの生原稿、(株)城野印刷所へ送付。

五月二十二日

・竹富町制施行五十周年記念誌、行政資料の生原稿、(株)城野印刷所へ送付。

五月二十三日

・竹富町制施行五十周年記念誌編集小委員会、写真、歴史年表のレイアウト等について、(株)城野印刷所沖繩営業所の益山所

長、上江洲儀正委員と協議。

五月二十六日

・竹富町制施行五十周年記念誌、歴史年表の平成七年～同十年までの生原稿、(株)城野印刷所へ送付。

五月二十九日

・沖繩県地域史協議会一九九八年度総会及び第一回研修会参加読谷村出張一泊二日(職員一人)。

六月一日

・竹富町制施行五十周年記念誌、写真原稿四〇〇枚余、(株)城野印刷所へ送付。

六月五日

・竹富町の概要、姉妹町・斜里町の概要、巻末原稿を(株)城野印刷所へ送付、全原稿を送付。

六月十八日

・八重山地域史協議会一九九八年度臨時総会、新年度事業計画及び予算を全会一致で承認、懇親会開催。

六月二十二日

・戦後八重山で発行された新聞の竹富町関係記事収集に着手。

六月二十六日

・竹富町制施行五十周年記念事業実行委員会正副会長の最終会議。

六月三十日

・竹富町制施行五十周年記念誌「ばいぬしましま50」、(株)城野印刷所から納本(三〇〇冊)。

七月一日

- ・竹富町制施行五十周年記念誌「ばいぬしましま50」、大原中学校へ搬送（五〇〇冊）。

七月二日

- ・竹富町制施行五十周年記念式典及び祝賀会、大原中学校体育館で開催、出席者に町制施行五十周年記念誌を配付。
- ・竹富町制施行五十周年記念誌、関係機関への送付開始。

七月六日

- ・竹富町制施行五十周年記念誌「ばいぬしましま50」、波照間、竹富の区長あて送付、全世帯に配付。

七月二一日

- ・竹富町制施行五十周年記念誌「ばいぬしましま50」、小浜、黒島の区長あて送付、全世帯に配付。

七月二二日

- ・竹富町制施行五十周年記念誌「ばいぬしましま50」、西表西部地区の区長へ手渡すため、西表東部回りで日帰り出張。
（職員二人）

七月二三日

- ・竹富町制施行五十周年記念誌「ばいぬしましま50」、西表東部へ送付。

七月二五日

- ・竹富島の戦跡調査のため、西里喜行委員、阿佐伊孫良委員、職員一人の合計三人、日帰り出張。

八月一日

- ・平成十年度パーソナルコンピュータ貸借契約を㈱オキジム八重山支店と締結（機種、パソコンV S 3 0 / 3 7 D ノート型パソコンL W 2 3 / 3 3 C）。

八月一日

- ・町史編集室定例会議、八月の業務予定の検討。

八月一八日

- ・行政文書分類整理編纂業務委託契約を南山舎と締結し、整理作業に着手。

- ・元石垣市史編集室長の崎山直氏から『折口信夫全集』五十巻の寄贈。

八月二二日

- ・サザンクロス交流フェスタの記録写真撮影のため、波照間へ一泊二日出張（職員二人）。

八月二七日

- ・網取関係資料（座安正氏保管）収集のため那覇市一泊二日出張（職員一人）。

九月三日

- ・鉄田義司日記の原稿印字作業着手。

編集後記

◆『竹富町史だより第十四号』を発刊しました。町史編集室では、町制施行五十周年記念誌「ばいぬしまじま50」を刊行しましたが、本号は同誌の紹介をトップに扱いました。記念誌の発刊は、七月二日の町制施行五十周年記念式典に間に合わすということが至上命題であったため、急ピッチの編集で苦勞の連続でした。刊行後、町内全世帯に配付し、好評を博しております。

◆町史編集室では現在、「前近代・近代編」の編集発刊に向けて資料の収集及び翻刻作業に取り組んでおります。そのため、本号では「古文書」の原文翻刻文、口語訳文を掲載しました。近世社会の一端を知って戴ければ光栄です。竹富町に関する古文書は多量にあります。今後、町内の旧家に保存されている古文書の発掘調査に入ります。



竹富町史だより 第14号

平成10年9月30日 発行

編集発行 竹富町史編集室

沖縄県石垣市字大川10番地

☎ 09808 - 2 - 9985

印刷 八島印刷